

○神戸学院大学における公的研究費の不正防止対策に関する基本方針

2021年11月1日

神戸学院大学長策定

本学は、文部科学大臣決定「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(令和3年2月1日改正)」(以下「ガイドライン」という。)において、公的研究費の不正使用の発生要因として取り上げられる、「①不正防止のPDCAサイクルの形骸化」、「②組織全体への不正防止意識の不徹底」、「③内部統制の脆弱性」といった事項を踏まえ、不正の根絶に向けた環境の構築を行う。

ガイドラインにおいて<不正防止対策強化の3本柱>として要件化されている「①ガバナンスの強化」、「②意識改革」、「③不正防止システムの強化」の内容を徹底して履行し、不正防止対策をより強化することで、本学全体の意識改革を図るとともに、公的研究費の不正使用の防止に関する高い意識を持った組織風土の形成に努める。

以上より、公的研究費の不正防止対策に関する基本方針を次のとおり定める。

1. 機関内の責任体系の明確化

本学の公的研究費の不正防止対策に関する責任体系を明確化し、学内外に公表する。

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

事務処理に関する諸規程や職務権限を明確化する。また、コンプライアンス教育および啓発活動の実施を行うとともに、不正発生時の調査や懲戒等に関しての必要な諸規程の環境整備を行うことで、不正使用の発生を未然に抑止する。

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

関係者および関係部署の不断の連携により、不正使用の発生要因の把握を行うとともに、不正使用の発生要因に即した不正防止計画を策定し、これを実施する。不正防止計画の実施状況は定期的に報告を求め、内部監査を含むモニタリング等によって顕在化したリスクに対応すべく、定期的に見直しを行う。

4. 研究費の適正な運営・管理

不正防止計画を踏まえた上で、第三者が介在する実効性あるチェック体制や諸規程の構築に徹し、発注業者との癒着といった不正使用の発生要因を未然に抑止する。

5. 情報発信・共有化の推進

本学内外に対して、公的研究費の使用に関する相談が受け付けられる体制を構築するとともに、本学の取り組みを公表する。

6. モニタリングの在り方

不正使用の発生の可能性を最小にすることを旨とし、本学全体の視点から実効性のあるモニタリング体制を整備・実施する。

7. 改廃について

基本方針の改廃は、不正防止計画推進委員会、全学研究推進委員会、評議会及び常任理事会の議を経て学長が行う。